

訪問看護ステーション（リハビリテーション）

重 要 事 項 説 明 書

利用者様に当訪問看護サービス並びに介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護サービス」という）をご利用いただくにあたり、予め次の重要事項についてご説明し同意をいただいております。

1. 事業の名称、所在地、連絡先

名 称 医療法人中山会 新札幌パウロ病院 訪問看護ステーション

所在地 札幌市厚別区厚別東2条6丁目4番10号

☎ 代表（011）897-4111 訪問看護 直通（011）807-8670

リハビリ直通 （011）809-5620

2. サービスの種類、事業所番号

サービスの種類 訪問看護サービス、介護予防訪問看護サービス、訪問リハビリテーション、
介護予防訪問リハビリテーション

事業所番号 0160590360

3. 事業の目的

当訪問看護サービス事業並びに介護予防訪問看護サービス事業、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション（以下「本事業」という）は、利用者様が要介護状態等にあっても可能な限り住み慣れた居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう配慮し、利用者様が在宅生活を継続するために必要となる訪問看護サービスを提供する事を事業の目的と致します。

4. 運営の方針

- ①本事業が行なうサービスは、主治医の指示に基づいて療養上の目標を設定し、計画的な看護サービスを提供することにより、要介護状態の軽減若しくは悪化の阻止又は、要介護状態となる事の予防に寄与するものと致します。
- ②サービスの提供にあたっては、主治医との綿密な連携に基づき、利用者様の心身機能の維持回復を図るよう適切な看護を行います。
- ③サービスの提供にあたっては、常に利用者様の病状や心身の状況及びその置かれている環境に配慮し、適切なケアや助言をご提供致します。
- ④サービスの提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行うことができるよう新しい技術の習得など、研鑽を積むよう努めます。

5. サービス提供の地域

本事業のサービス提供地域を下記のとおりとします。

札幌市厚別区、札幌市白石区、札幌市豊平区、札幌市清田区、江別市、北広島市

6. 事業所の営業日、営業時間等

- ①営業日、時間 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時 土曜日 午前8時45分～午後12時30分
- ②定休日 第二、第四土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/30～1/3）

7. 職員の体制

①管理者	常勤で兼務	1名（看護師）
②看護師	常勤で専従	3名
③理学療法士	常勤で非専従	4名
④作業療法士	常勤で非専従	3名
⑤言語聴覚療法士	常勤で非専従	1名

8. 個人情報保護（秘密保持）について

本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者様、ご家族様の秘密を保持致します。ただし、サービス担当者会議等で個人情報を必要とする場合は、必要最小限の範囲内で利用させていただきます。

（本事業所との契約時に「個人情報保護に関する遵守事項並びに個人情報利用に関する同意書」に署名をいただきます）

また、本事業所を退職した従業者に対しても守秘義務を遵守するよう契約を取り交わしております。

9. 苦情受付について

利用サービスに関する利用者および家族からの苦情に対してお受け致します。

〔受付窓口〕

- 医療法人中山会 新札幌パウロ病院 訪問看護ステーション 管理者 近藤 実穂
月曜日～金曜日 8:45～17:00 ☎(011)807-8670
土曜日 8:45～12:30(但し、第二、四土曜日は定休日)
- 北海道国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
月曜日～金曜日 9:00～17:00 ☎(011)231-5175

10. 急病、事故発生時の対応について

訪問中において利用者様の容態の急変や予期せぬ事故が発生した場合、本事業所の従業者は御家族と協議した上、迅速な対応をとるよう努めます。（利用者様が単身生活の場合、またはご家族と早急に連絡がとれない場合は、事業所の管理者と協議の上、対応を決めます。）

また、早急に専門医の治療を必要とされる場合は、市の救急車の要請又は協力病院と連携し専門医療機関への受け入れの連絡する等適切に対処致します。

- 協力医療機関 医療法人中山会 新札幌パウロ病院
札幌市厚別区厚別東2条6丁目4番1号 ☎(011)897-4111
診療時間 月～金 (9:00-17:00)
診療科目 内科、消化器科、リハビリテーション科

※緊急時の内部連絡体制

訪問看護師	→	訪問看護ステーション	近藤実穂	011-807-8670
		↓		
		新札幌パウロ病院 院長	高階俊光	011-897-4111

1 1. 損害賠償について

利用者様への介護サービスを提供するにあたり、当事業所側の重大な過失により事故等が発生し、利用者様に損害を与えた場合は速やかに損害賠償の対応をとります。

1 2. 情報の開示について

利用者様若しくは契約書に署名されております身元引受人並びに連帯保証人の方より、利用者様ご本人の介護サービス記録及びケアプラン、またその他利用者様に関する情報についての開示要求があった場合は、本事業所として速やかに対応致します。(開示要求される場合は、本事業所の管理者または、担当看護師までお申出下さい。)

1 3. 本事業所が提供するサービスの内容について

利用者様に提供するサービス内容を以下のとおり定めます。

① 健康状態の観察と助言

(血圧、体温、呼吸、脈拍等の測定による健康チェックと助言、特別な病状の観察と助言、心の健康チェックと助言など)

② 日常生活の看護

(清潔のケア、食生活のケア、排泄のケア、療養環境の整備、寝たきり予防のためのケアなど)

③ 在宅リハビリテーション看護

(体位交換、関節等の運動や動かし方の助言、日常生活動作に対する訓練、福祉用具に関する利用相談、外出やレクリエーションの支援、生活の自立や社会復帰への支援など)

④ 精神・心理的な看護

(不安な精神や心理状態へのケア、生活リズムの調整、服薬のケア、事故防止のケアなど)

⑤ 認知症の看護

(認知症状に対する看護や介護の相談、生活リズムの調整、コミュニケーション援助など)

⑥ その他

(検査・治療促進のための看護、療養環境改善のアドバイス、介護者の相談、社会資源の利用相談、終末期の看護など)

1 4. 利用料金と精算につきまして

利用料金のご精算は1か月ごとに集計し、翌月10日頃よりご郵送にてご請求申し上げます。ご利用料金のお支払いが3ヶ月ない場合はご利用継続が難しくなりますので、ご注意ください。料金表につきましては、別紙②をご参照ください。

1 5. 利用サービスの変更、中止について

利用者様の都合により当該サービスの利用を変更又は中止する場合、サービス実施日の前日までに事業所又は担当の指定居宅介護支援事業所へご連絡下さい。サービスの変更につきましては、事業所と利用者様の協議の上、決定させていただく場合がございます。

16. 事業所からの契約解除

以下の場合には事業所からご利用様との契約を解除する場合があります。但し、この場合事業所はご利用様またはご家族に対してその旨の説明を行います。

- ① 訪問看護指示書又は居宅サービス計画書(ケアプラン)に掲示されていないサービスを要求された場合。
- ② ご利用様がサービスの利用料金を3カ月以上滞納し事業所が催促しても関わらず支払はなかった場合。
- ③ ご利用者様及びご家族との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難で、適切なサービスの提供を継続出来ないと判断できる場合。
- ④ 暴言・暴力・ハラスメント(属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけること)などによりサービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

※ ハラスメント行為の一例

コップを投げつける/叩く蹴る/唾を吐く/大声を発する/怒鳴る/故意的に無視をする
性的な話題や誘い/必要なく手や身体を触る/抱きしめる

17. 訪問看護従業者の禁止行為

- ① 本重要事項説明書に定められていないサービスの提供
- ② 利用者様及びそのご家族からの金品授受
- ③ 利用者様のご家族等に対するサービスの提供
- ④ 利用者様若しくはそのご家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利目的の活動や迷惑行為

18. 虐待防止について

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことが出来るものとする)を定期的で開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において看護職員その他従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
- ④ 前項に掲げる措置を適切にするための担当者を置く。

19. 業務継続計画の策定について

- ① 発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更行うものとする。

20. 災害時について

当事業所が災害の影響で、業務に支障をきたし、訪問サービスが行えない場合など、近隣の訪問看護事業所からの支援を受け、必要時訪問サービスを行わせていただく場合がございます。

21. 掲示

見やすい場所に運営規定の概要及び職員の勤務体制を掲示し、またホームページに掲載する。

22. その他運営に関する事項

事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 随時
- ③ 従業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- ④ この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

重要事項説明書の説明日 令和 年 月 日

説明者 医療法人中山会新札幌パウロ病院 訪問看護ステーション _____

利用者名 _____

代筆の場合は署名者の名前と利用者との関係 _____ (関係: _____)

訪問看護の利用料金（令和6年度6月介護報酬改定）

別紙②

< 要 支 援 >

	訪問看護の内容	単位数	地域区分加算後 費用(10, 21円)	利用者負担額 (1割負担相当)
訪問 看護	20分未満	303単位	3,083円	310円
	30分未満	451単位	4,604円	461円
	30分以上1時間未満	794単位	8,106円	811円
	1時間以上1時間30分未満	1,090単位	11,128円	1,113円
加 算 等	□緊急時訪問看護加算Ⅰ-1	600単位/月	6,126円	613円
	□特別管理加算Ⅰ	500単位/月	5,105円	511円
	□特別管理加算Ⅱ	250単位/月	2,552円	256円
	□初回加算Ⅰ	350単位/月	3,573円	385円
	□初回加算Ⅱ	300単位/月	3,063円	307円
	□退院時共同指導加算	600単位/回	6,126円	613円

訪問看護（リハビリ）の内容	単位数	利用者負担額（1割負担相当）
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士による訪問	284単位 284単位 × 2 142単位 × 3	・20分の場合 290円 ・40分の場合 580円 ・60分の場合 435円

< 要 介 護 >

	訪問看護の内容	単位数	地域区分加算後の費用 (10.21円)	利用者負担額 (1割負担相当)
訪問 看護	20分未満	314単位	3,205円	321円
	30分未満	471単位	4,808円	481円
	30分以上1時間未満	823単位	8,402円	841円
	1時間以上1時間30分未満	1,128単位	11,516円	1,152円
加 算 等	□緊急時訪問看護加算Ⅰ-1	600単位/月	6,126円	613円
	□特別管理加算Ⅰ	500単位/月	5,105円	511円
	□特別管理加算Ⅱ	250単位/月	2,552円	256円
	□初回加算（支援同様）	300単位/月	3,063円	307円
	□退院時共同指導加算	600単位/回	6,126円	613円
	□複数名訪問加算（30分未満）	254単位/回	2,593円	260円
	□複数名訪問加算（30分以上）	402単位/回	4,104円	411円

訪問看護（リハビリ）の内容	単位数	利用者負担額（1割負担相当）
理学療法士、作業療法士、言語 聴覚士による訪問	294単位 294単位 × 2 265単位 × 3	・20分の場合 301円 ・40分の場合 601円 ・60分の場合 812円

・リハビリ 1単位(20分)につきー8単位 減算になります。

訪問看護の利用料金（令和6年度 6月診療報酬改定）

＜ 医 療 保 険 ＞

項目	内容	金額
基本療養費Ⅰ ※健康保険の種別により負担金変動	・週3日まで ・週4日以降	5,550円/日 6,550円/日
基本療養費Ⅱ ※同一建物居住者	・週3日まで 同一日に2人 { ・週4日以降 同一日に3人 {	5,550円/回 6,550円/回 2,780円/回 3,280円/回
基本療養費Ⅲ ※入院中の外泊者が対象		8,500円/回
管理療養費 ※健康保険の種別により負担金変動	・1回目 ・2回目以降	7,670円 3,000円/回
加算	① 24時間対応体制加算・イ ② 特別管理加算(疾病種別等) ③ 退院時共同指導加算 ④ 特別管理指導加算 ※③を行った場合で特別管理が必要な状態 ⑤ 退院支援指導加算 ⑥ 在宅患者連携指導加算 ⑦ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	6,800円 5,000円 2,500円 8,000円 2,500円 6,000円 3,000円 2,000円
難病等複数回訪問加算 ※健康保険の種別により負担金変動	・同日2回目 ・同日3回目以上	4,500円 8,000円
複数名訪問看護加算	・対象患者に対し、1人での看護職員による指定訪問看護が困難である場合	看護師 4,500円
訪問看護情報提供療養費	・利用者の同意を得て管轄する市町村等に対して利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合	1,500円/月
夜間、早朝、深夜看護加算	・6～8時 ・18～22時 ・22～6時	2,100円 2,100円 4,200円
訪問看護ベースアップ評価料		780円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円

《その他の料金》

- ① 超過料金 90分を超えた場合（30分を超える毎に） →1,000円。
② 時間外、休日料金 →1時間まで3,000円。以降30分毎1,000円。
※訪問時間は1回につき30分から1時間30分の範囲。
※（基本料+管理療養費+加算分）×負担割合 + その他の料金
※24時間対応体制加算 R6年度8月⇒6,800円。